

スイスにおけるコロナウイルス感染症関連情報

（ティチーノ州を感染症危険情報レベル3に、その他のスイス全土をレベル2に引き上げ）

2020年3月16日

●3月16日、外務省では、ティチーノ州に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください」を、その他のスイス全土に対して感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください」を発出しました。

感染の拡大が続いていますので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

欧州各国では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、特にシェンゲン協定の締約国においては、領域内の各国における感染拡大の速度が速まっています。スイスにおいても全土において感染が急速に拡大しており、特に、イタリア北部と国境を接するティチーノ州（※3月12日にレベル2を発出済み。）において感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

外務省では3月16日、ティチーノ州に対して、感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください」を、その他のスイス全土を含む欧州各国（レベル1発出地域）に対し感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください」を発出しました。

感染の拡大が続いていますので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

ティチーノ州 レベル3（渡航は止めてください）（レベル引き上げ）

その他の地域 レベル2（不要不急の渡航は止めてください）（レベル引き上げ）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）（+81）3-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）（+81）3-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（モバイル版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

（現地在外公館連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ :

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ :

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html